

令和2年5月27日 衆議院財務金融委員会議事録（速報）

○田中委員長

次に、日吉雄太君。

○日吉委員

立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの日吉雄太です。

法案について質問をさせていただきます。

まず初めに、顧客情報についてお伺いさせていただきます。

新たな金融サービス仲介業者は、銀行、証券、保険、貸金業、いろいろな分野に横断的に仲介を行い得るため、顧客の資産状況等に関するいろいろな情報、これを知り得る立場にあります。

そんな中で、グループ会社の間や仲介行為を行う分野ごとにおいて、仲介業務を通じて取得した顧客に関する非公開情報、この適正な取扱いを確保するということが求められます。

そんな中で、金融サービス仲介業の創設によりその取扱量が多くなっていくにつれ、金融情報を把握する機会もふえることになります。この金融情報を利用するという、顧客の利便性向上のためにこの金融情報を利用するという本来の趣旨を踏まえ、仲介業者の情報管理体制に関する今後の監督の仕方、これについてお伺いいたします。

○栗田政府参考人（金融庁監督局長）

お答え申し上げます。

既存の仲介業者におきましては、仲介業務を通じて取得した顧客の非公開情報を顧客の事前の同意を得ることなく兼業業務に用いることなどが禁止されてございます。

これに対しまして、今般創設されます金融サービス仲介業者につきましては、複数分野における仲介を横断的に行うものであるということを踏まえまして、既存の仲介業者に対する規制を参考に、顧客情報の適正な取扱いを義務づけるということを予定しております。

こうした規制を踏まえて、顧客情報の適正な取扱いが十分確保されるよう、しっかりと監督をしてまいりたいというふうに考えております。

○日吉委員

ありがとうございます。

続いて、金融サービス業者は、取得した顧客に関する情報の適正な取扱いやその他の措置を講じなければならないことになっておりますが、具体的には内閣府令で定めることになっています。

この内閣府令で定めることにした範囲、法律か内閣府令か、この線引きというか、これについて教えてください。

○中島政府参考人（金融庁企画市場局長）

今般の法律におきましては、法令事項といたしまして、その他金融サービス仲介業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いその他の健全かつ適切な運営を確保するための措置ということを法律上書いた上で、内閣府令で定めるところによりというふうにいたしております。この書き方は、他の法令に倣ったものでございます。

○日吉委員

続きまして、顧客情報提供業務ということで、本来の業務ではなくて、顧客情報の収集そのものが本業のようになってしまふとそれは本末転倒かなというふうに思いますけれども、この立法の趣旨を逸脱する事がないように、この顧客情報提供業務、これをどのようにモニタリングをしていくのかについて教えてください。

○中島政府参考人（金融庁企画市場局長）

お答えいたします。

今般のこの金融サービス仲介業者については、あくまで仲介のみを行う業者であり、銀行や保険会社のように異種のリスクの混入を阻止するなどの必要性に乏しいと考えられる一方で、業務範囲を過度に制限することは事業者のビジネスモデルを限定し顧客の利便を損なうおそれがありますことから、公益に反する事業を除いて広く兼業を行うことを可能としており、特段の業務範囲規制は設けていないところでございます。

○日吉委員

その特段の業務範囲規制は設けていないということですけれども、やはり本業のようになってしまいますと本末転倒になるかと思いますので、ある程度そのところというのはしっかりと注視していく必要があるのかなと思うんですけれども、悪意を持って、悪意といつたら変ですけれども、そこに主眼を置くような業態になってしまうということが起こった場合に、どういうふうな対応をされるんですか。

○中島政府参考人（金融庁企画市場局長）

例えば、金融機関の場合ですと、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務は、金融機関の付随業務という形で認められているところであります。

この点、先ほども申し上げましたとおり、銀行や保険会社には、本業以外の業務を営むことによる異種のリスクの混入を阻止する等の観点から、営むことができる他業に制限が設けられており、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務についても、本業に付随する範囲において行うということとされているところでございます。

他方、この金融サービス仲介業は、公益に反する事業を除いて、広く兼業を行うことが可能となっており、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供することも可能となっているところでございます。

ただ、いずれにしても、情報の適正な取扱いについては、きちんと法令にのっとっていたら必要があるというふうに考えております。

○日吉委員

情報の適切な取扱いについてしっかりと法令にのっとって行っていただくように、十分注意をしていただきたいと思います。

続きまして、今、もうお話に出ましたけれども、顧客情報の第三者への提供に当たっては、必要とされる本人の同意について、顧客がその内容を十分に理解した上で、その顧客の真意が適切に反映されるようでなければならない。顧客がしっかりと理解した上で情報提供できるような、適切性、その実効性を確保するために、どのような対応を考えていらっしゃるんでしょうか。

○中島政府参考人（金融庁企画市場局長）

お答えいたします。

個人情報であります顧客情報の第三者提供については、金融機関に対しましては、一般的な事業会社に課される個人情報保護法令に加え、金融分野ガイドラインや業法、監督指針等においても遵守すべきルールが定められております。

こうしたルールのもと、顧客が自身の情報が第三者に提供されることをしっかりと理解した上で同意の判断ができるよう、金融機関において適切な対応が図られるべきというふうに考えております。

金融庁としては、新しい金融サービス仲介業者が顧客情報の第三者提供を行う場合には、個人情報保護に関するルールを遵守しつつ、利用者利便の向上等に資するサービスを提供していくよう、適切にモニタリングをしてまいりたいというふうに考えております。

○日吉委員

適切にということなんですけれども、顧客が同意するに当たって、多分いろいろなチェック項目があつて、それをチェックしながら、了解を得ながらというふうにやっていくと思うんですけども、その量がかなりたくさん、物すごく膨大で、そのチェックなり確認も相当程度形式的になってしまうんじゃないのかなということも想定されます。

だから、この同意を得る上に、本当に実効性を確保する上に当たって、どのようなことを対応できるのかという意味でも、この実効性確保という実質的なところで、もう一度御答弁いただけないでしょうか。

○中島政府参考人（金融庁企画市場局長）

金融分野における個人情報保護に関するガイドラインというものを設けておりまして、その中におきましては、個人情報の取扱いに関する条項が他と明確に区別され、本人に理解されることが望ましいと。このために、文字の大きさ及び文章の表現を変えるというようなことを求めております。また、あらかじめ作成された同意書面に確認欄を設け、本人がチェックを行うなど、本人の意思が明確に反映できる方法により確認を行うことが望ましいとしているところでございます。

○日吉委員

それが形式的になってしまふんじゃないのかなということも危惧しておりますので、全体的な、そもそも論というところもありますけれども、その実効性を確保できるように日々改善をしていっていただけたらなと思います。

続きまして、監督体制の整備ということで、本改正案で創設される金融サービス仲介業は、これまでの仲介業と異なって、金融機関との関係において所属制をとらず、ビジネスパートナーとの関係となる、こういった状況におきまして、この検査監督体制の整備、これをどのように行っていくのか、教えてください。

○栗田政府参考人（金融庁監督局長）

お答え申し上げます。

この金融サービス仲介業につきましては、銀行代理業、金融商品仲介業、保険募集人、保険仲立ち人、貸金業という、現在金融庁が監督検査をしている複数の業種にまたがって多数

の金融機関が提供する金融サービスを仲介するものでございます。

既存のサービスを仲介する業者の監督検査に関しましては、現在、金融庁監督局の各課室、それから証券取引等監視委員会及び各財務局が共同して行っているところでございますけれども、金融サービス仲介業者を監督検査する体制につきましては、複数業者をまたぐサービス提供が可能なことを踏まえまして、監督局、証券取引等監視委員会それから各財務局に担当ラインを設置して検査監督に当たっていきたいというふうに考えております。

具体的な監督検査の体制とか規模につきましては、今後、庁内関係各課室ですとか他省庁との調整の上、検討していきたいというふうに考えてございます。

○日吉委員

具体的な規模については今後調整して検討していくということなんですねけれども、人員もしっかりと確保していただくということなんだと思うんですが、この人員の確保、今わかっているところでいいんですけども、これから調整ということではあります、その確保に当たってどのぐらいの規模を想定しているのか。このあたり、お答えできる範囲で御回答いただけますでしょうか。

○栗田政府参考人（金融庁監督局長）

お答え申し上げます。

これまで新しくできたこの業者の管理に関して申し上げますと、例えば電子決済等代行業というのが最近できておりますけれども、この監督に当たる人数としましては、金融庁、財務局合わせて三十四人が今手当てされております。

今後、この新しい仲介業者、どれぐらいの数になるかというところの読みにもよるんですけども、恐らく既存のこういう新規業者の数を参考にしながら機構定員要求をしていくということになると考へております。

○日吉委員

ありがとうございます。

それと、もう一つ、この金融サービス仲介業者の法令遵守体制を維持していくためにさまざまなコストが発生していくというふうに考えますが、この検査監督を通じた行政コスト、これはコスト面でどのぐらいかかるのかという、何か見積りというか規模感、これもおわかりになる範囲で結構ですので、お答えいただけますでしょうか。

○栗田政府参考人（金融庁監督局長）

お答え申し上げます。

この検査監督に係る経費につきましては、ほとんどが職員の人工費でございまして、あとは若干、検査などのための旅費とかそういうものが発生しておりますけれども、ほとんどが人工費ということでございますので、先ほど申しましたように、何人ぐらい手当していただけるかによるわけでございますけれども、そんなに大きな額にはならないというふうに考えてございます。

○日吉委員

どうもありがとうございます。

先ほどちょっと一点お伺いするのを忘れてしまった点がありましたので、ちょっと戻らせ

ていただきますが、内閣府令で定めることになっていますというところでお話しさせていただいたときに、金融サービス業者は、取得した顧客に関する情報の適正な取扱いやその他の措置を講じなければならないことになっておりというふうになっているんですけども、このその他の措置というのは、具体的にどのような措置を考えられているのか、教えていただけますでしょうか。

○中島政府参考人（金融庁企画市場局長）

お答えいたします。

その他の措置と申し上げますのは、今後考え得る利用者保護を確保する上で必要なものについて、この規定を使いまして対応していきたいというふうに考えております。

○日吉委員

ありがとうございました。

そうしましたら、最後に、前回ですか、私が質疑をさせていただいたときに、三権分立の説明図、これを使って大臣にちょっと質問をさせていただきました。

そのときに、真ん中に国民の図があって、それが、国会、裁判所、そして内閣にこうやって普通は矢印が出ているんですけども、首相官邸のホームページだけは内閣から国民に対して行政というような矢印が出ているということがございまして、これは何ですかという話をさせていただいて、それは、やはり国民からの監視というものは、通常、世論の監視を受けるということになるんですけども、それとは逆の方向性を示しているということで、よくないのではないかというようなお話をさせていただきました。

そのときに、大臣が、これについてはちょっと事務方に検討させるというふうに御答弁いただきまして、先日内閣官房の方にお話を伺ったところ、隨時それについて修正を、今手続をやられているということを伺いましたので、御対応いただきましてありがとうございましたというお札を申し上げて、私の質疑を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。